

# 米国統治下沖縄の軍政から民政への移行

中野育男\*

## 目次

はじめに

1. 琉球における米国統治機構の変遷
2. 諮問機関としての住民側政府
3. 住民による選挙の実施
4. 自治的政府の形成
5. 司法制度の整備
6. 民政移行の経済的帰結

むすび

文献資料一覧

## はじめに

本稿では、軍政から民政への移行期における米国統治下沖縄の統治システムについて、統治主体であるアメリカのガバナンスと、その統治の下に存在した住民側の自治機構について、その変遷を機能と制度の両面から究明するとともに、その経済的な帰結についても検討する。

米国の沖縄統治は大きく分けて、対日平和条約の発効（1952年4月28日）の前と後の二つの時期に区分することが出来る。戦時国際法と平和条約3条がそれぞれの時期の米国の沖縄統治の法的根拠とみることが

出来る。戦時国際法が統治の法的根拠とされた時期は、1949年の後半を境にしてさらに二つの時期に分けられる。その第1期は米軍が直接に占領目的の遂行と秩序の回復に当たった時期であり、第2期は米軍が許容する範囲内ではあるが住民の自治組織が形成された時期である。なお第1期においても諮詢会や沖縄中央政府等の住民組織があったが、これらは独自の立法機関を持たず軍政府の代行機関にとどまるものであった。1949年の後半以降の時期は住民の自治組織の形成によって特徴づけられる。アメリカ極東軍総司令部（FEC）の指示（1949年8月9日）に基づいて群島政府が設立され、さらに全琉的な自治組織である琉球政府がFEC書簡（1950年12月5日）により設立された。また米軍政府の名称も、琉球列島米国民政府（USCAR; U.S. Civil Administration of the Ryukyu Island）に変更された。

東西対立の激化とともに米軍は沖縄の軍事的地位を改めて評価し、これまでの暫定的な管理政策から、長期にわたって沖縄を占有するための施策を実施するようになった。これまでの各群島を分割統治する政策を改め、長期的な展望に立って全琉球を統合する中央政府の設立に着手した。

アメリカ政府は、一般論としてこの地域の将来に関して、適切な時期にアメリカの管理の下で信託統治領

\* 専修大学商学部教授

となるという見解を持っていた。その場合、アメリカは特に国連憲章に基づき自治政府を形成すべき義務を負うことになる。琉球が国際信託統治制度の下に置かれた場合、アメリカはこの制度の目標達成に務める必要があり、信託協定に沿って、信託統治領の住民の政治、経済、社会及び教育の面での発達を促進し、自由に表明された住民の意思と地域及び住民の状況に応じて、自治政府や独立に向けた進歩発展を促す必要があった。さらに中央政府に住民を一定程度関与させることなく、地域の住民を長期にわたって統治し続けることは論理的とは考えられなかった。したがって、早い時期に住民自治の基盤を確立することが望ましく、米国民政府の諮問機関としての審議委員会の設置、米国民政府長官の住民側対応機関の設定が求められた。(Grig p.3)

## 1. 琉球における米国統治機構の変遷

### (1) 忘れられた島からの脱却

アメリカ政府の政策的裏付けを持たない現地米軍の占領統治は、直接的住民管理方式をとっていたが、同時にまた、著しく場当たり的であった。1948年頃までは、アメリカ政府はこの地域に関する明確な統治方針を確立していなかった。軍部は安全保障の立場から沖縄の長期保有の方針を比較的早い段階から打ち出していたが、国務省には反対の意見があった。しかし、その後、国務省内でも沖縄保有の意見が有力となり、1948年10月に至り、沖縄の恒久的保持、基地の開発についての文言を含む「米国の対日政策に関する勧告に対する国家安全保障会議の諸勧告」(NSC13/2,3)がトルーマン大統領によって承認された。

この決定に先だって、1948年中から米極東軍総司令部や沖縄現地の軍政府では沖縄の長期領有に向けた準備を進めていた。そこでは経済運営の転換が先行した。この年、アメリカの連邦準備制度をモデルとした琉球銀行を設置するとともに、通貨交換を実施し日本円を引揚げ、B円を法貨として単一の経済圏を構成した。米国による経済援助もガリオア援助の他に、1949年にはエロア援助も加わり、救済的な援助だけでなく経済復興に対する支援も行なわれるようになった。

1948年には住民の自由な企業活動も認められるようになった。

1948年には、琉球軍司令部が独立して、直接、米極東軍総司令部の指揮下に入り、極東軍総司令部内に、琉球軍政局が置かれた。琉球軍政局は、沖縄に対する調査を実施し、沖縄の日本本土からの分離や、単一の基本法の下に統合し、4群島それぞれに自治体を置くことなどの方針を盛り込んだ「琉球軍政局の任務」を提示した。(労働史1巻12頁)

### (2) 球列島における統治の主体

1948年5月に公布された「琉球列島における統治の主体」という軍政府の文書では、琉球列島の政府は軍政府であり、この軍政府は琉球列島の帰属が決定し、法的根拠に基づく恒久的民政府が設立されるまで、存続することを明示し、軍政府が琉球列島を統治する限り、恒久的民主政府も、完全なデモクラシーも確立することは出来ないとし、ただ、琉球列島を統治する際に、軍政府は実行しうる可能な限りにおいて民主主義の原則を用いている、と述べている。軍政府は、軍政副長官に責任を負う沖縄民政府を創設し、より住民の声を反映した統治を実現したいと考えていた。一方で、沖縄民政府への批判は間接的に軍政府への批判となることから、その限界も明瞭にさせていた。(群島議会I 45頁)

### (3) 軍政府の財政

1946米会計年度から1951米会計年度までのアメリカによる琉球に対する基金の支出は、陸軍省の推計で1億5000万ドルにのぼると見られている。このうちの90%近くが、伝染病の防遏と治安維持、経済復興に使われた。残りが行政管理に使われた。これ以外にも軍による余剰物資の放出があり、その総額は、1億ドルにのぼると見られている。基金の投入額は1950年度をピークに1951年度には顕著な減少を示している。軍政府要員は1950年8月の時点で、863名で定員を44名超過している。軍政府要員のうちの56%までが沖縄人であり、36%が陸軍省の文官で、3%が士官、残り5%が下士官であった。(Jones p.6)

(4) 復興と福祉の増進

米極東軍司令部に琉球軍政局が新設され、長官にウエッカリング准将が就任したことにともない、長官の沖縄視察が行なわれた。1948年9月、民政府との懇談の中で、来沖の目的を琉球の実情、人民の実生活、復興の必要条件などを視察するためである述べている。また、同行の軍政局予算関係担当のフレミング主任は、戦後相当の復興救済資金を投入しているが、今回、軍政府が面目を一新した機会に、出来るだけ住民と接触して、琉球が可能な限り自給自足の態勢をとれるようにしていきたいとし、戦前から沖縄にある自立と勤勉の精神により、優れた熟練の技能を活用して、知事と協力して復興を進めたいと述べている。(沖縄民政府記録2 49頁) ウエッカリング准将は、アメリカが琉球を重視していることを視察にあたって強調した。アメリカは、琉球の住民の救済には特に力を入れてきたが、これからは援助の程度の減少が予想され、将来的には自給自足の実現が求められている。戦災による破壊の復興を進め経済的にも自立させたい。琉球軍政局の目指すところは、琉球の復興と住民の福祉の増進にある。1952年を目途に多くの復興事業を計画しており、専門家15名に研究をさせている。辺戸岬の丘の上まで棚田が作られているのを見て、これからは水産業も興すべきだと述べた。(沖縄民政府記録2 57頁)

(5) シーツ善政

1949年10月、軍政長官にシーツ陸軍少将が着任した。シーツ少将は米軍人の綱紀を粛清し、士気高揚のための講座を設置するなど、沖縄の軍政の刷新を図り、4群島を統括する軍政本部を設置した。また、軍配給の食糧、衣料品の価格を引下げ、食糧配給の増配が実行され、軍事基地建設に沖縄人労働者が使用されるようになったことも、住民から歓迎された。(労働史1巻272頁)

米国民政府の行政機構に対応する住民側の対応機関の存在は、日常の行政運営に必要なだけでなく、多様な経済問題や民政上の諸問題の解決していくために特に重要である。このことは琉球の農業復興に関するVickery Reportでも強調されていたことであり、シー

ツ軍政長官もこのことを実行するための強い意思を示していた。(Hemmedinger)

(6) 軍事基地の恒久化

1949年7月に米国軍政府布令1号「刑法並びに訴訟手続法典」が施行された。この布令には、軍事基地機能に障害を与える行為や、米軍の統治に敵対する行為を厳しく罰する規定が盛り込まれていた。8月には極東軍総司令部から書簡が発せられ、住民の自治権を拡大し、最終的には自治政府を設置すべき方針が示された。これは、軍事基地を維持していく前提として、沖縄の政治的安定を作り出すことを目指したものである。

1950年には、前年までの調査準備を受けて、軍事基地の大規模な建設を開始するとともに、自治権拡大に対応する統治機構の再編が実施された。軍事基地の建設は4月の国際入札を経て着手され、統治機構の再編も6月に各群島全体に関係する問題について軍政府に進言する機関として臨時琉球諮詢委員会が設置された。その後、軍政府は各群島政府の設置と、群島知事及び議会議員の選挙の実施を決定し、これらの選挙は9月から10月にかけて行なわれ、11月に各群島政府が発足した。(県労働史1巻12頁)

(7) 自治と自立の要請

民主化政策の結晶である沖縄群島政府は、平良知事の就任とともに、沖縄民政府を引き継いで、1950年11月に発足した。新政府の誕生を祝い軍主催による知事就任式が、琉球大学本館前の広場で盛大に行なわれた。自治の門出を祝福して、多くの人々が那覇市に押し寄せ、街は戦後最大の人出となった。知事就任式において、マクルーア軍政長官は「沖縄の歴史において稀なこの盛典に参列するのは大きな名誉であり喜びにたえない。これまで沖縄の住民は、その政府の指導者を自らの意思で選ぶ機会を持たなかった。圧迫、隷属及び機会をほとんど与えられぬまま、数百年後の今日、沖縄の住民は、民主社会の大きな価値ある市民の権利と特権を持つ個人として浮かび出てきた。」と祝辞を述べている。また、就任式に臨んだ平良知事は、「我々は、自治を許される明るい希望を持つことがで

きたが、この希望は義務と責任を自覚した自主性の十分な発揮によって果たされる。自治の責任と、財政経済自立の義務を痛感し、軍の支援の下に軍民協力して新沖縄の建設に邁進したい。」との決意を表明している。こうして多大な民主的要素を賦与されて政治的に数段前進した群島政府が発足した。(琉球銀行 251 頁)

#### (8) 琉球列島米国民政府に関する指令

「琉球列島米国民政府に関する指令」と題された極東軍総司令部から琉球軍司令官宛に発せられた 1950 年 12 月 5 日付の書簡は、アメリカの沖縄の統治に関する基本方針を指示している。このなかで琉球列島軍政府は「琉球列島米国民政府」と改称され、これまでの軍事中心の統治から軍事的必要の許す範囲で民政の民主化をはかり、ガリオア資金の範囲内で住民の生活レベルを戦前水準に引き上げることを指示している。この方針にそって統治機構の整備がなされ、住民自治の範囲が拡大することになった。この書簡では中央政府、群島政府、市町村という 3 段階の自治組織が構想されていた。(垣花・336 頁)

極東軍司令部ブッシュ軍務局長は 1950 年 12 月の琉球軍司令官に対する指令の中で、アメリカ政府が国際法の下で、北緯 30 度以南の琉球列島の民政を行なう義務を負っており、アメリカ政府の行政機関として琉球列島米国民政府の設置を指令している。琉球列島米国民政府の目的は、軍の安全を保持する上から、琉球列島の民政を管理し、住民の福利厚生を促進することにある。ガリオア資金の利用可能な範囲内で、琉球列島における住民の生活水準を戦前の程度まで引き上げ、健全な財政を確立し、自立の基盤を固めることができる税制計画を樹立する。また、民政長官の権限に従って民主主義の原理に基づいた立法、行政及び司法の三機関を設立し、住民の自治政府を確立する。琉球の住民文化を考慮し文化及び教育の発達をはかる。

民政については、琉球列島の住民は占領軍の政策に反しない限り、民主主義国家の基本的な自由である言論、集会、信教及び出版の自由が保証される。また、正統な法的手続を踏まない不法な家宅捜索や身柄逮捕等を受けたり、また、自由、財産、生命が剥奪されたりすることのないよう保障される。また、民政長官に

対する補足指示として、中央政府の設立を見るまでの間に、副長官が取り急ぎ日本統治時代または軍政下に発布された琉球列島の現行法規の審査又は編集に着手し、指令の趣旨に抵触する法規があれば、これを修正、改訂し、または廃止する準備をすることとしている。

#### (9) 琉球列島米国民政府の設置

1950 年 12 月に琉球の統治を行なうアメリカ側現地機関として、琉球列島米国民政府 (United States Civil Administration of the Ryukyu Islands) が設置された。また、極東軍総司令部から米国民政府の目的や機能などを記した「琉球列島米国民政府に関する指令」(通称 FEC 指令) が発せられた。これはいわば米国の沖縄統治の基本法であり、アメリカ政府が琉球列島の行政に責任を負うことを宣言したもので、米国民政府がこの地域の住民の自治や文化の発展などを促進する任務を持つことなどを記していた。この場合の住民の自治は、軍事占領に支障を来さない範囲に限定されたもので、米国民政府が必要と認めた場合、いつでも住民側の自治を停止し、直接住民を統治することが規定されていた。このようにして、東アジアの情勢の緊迫に対応し、アメリカが沖縄において軍事基地を確保し使用する態勢が整えられた。(県労働史 1 巻 12 頁) 1951 年 4 月、トルーマン大統領は国連軍最高司令官であるマッカーサーの解任を発表し、後任にマシュー・リッジウェー中将を指名した。同中将は、米国民政府の最高責任者である民政長官にも就任している。(県労働史 1 巻 342 頁)

#### (10) 民主的自治の要諦

1951 年 4 月、那覇国際劇場で開催された琉球臨時中央政府の創立式典で、ビートラー民政副長官は祝辞を述べ、その中で、民主主義の意義について触れている。すなわち、民主的自治の意義は深長であり、それは、自由と人権そして正しく繁栄する権利を意味する。民主的自治はまた責任と義務、すなわち自己の自由を達成する努力によって、決して隣人の自由を奪わないという義務を伴うものである。あらゆる権利は、それに相応する義務を伴う。義務を伴わない権利は、

ありもしないユートピアを夢見るものであり、権利を伴わない義務は全体主義を意味するものである。種々の問題を解決するための総合された行動こそ、最大多数の最大利益のために、最善の物的資源、人的資源、設備そして利便をもたらすであろう。そして、知的、社会的、文化的、科学的並びに政治的發展を達成し得る共通の基盤ができあがるであろう。民主的自治の成功の要諦は納税の義務の受容にある。納税なくして自治は存在せず、補助金や交付金は単なる臨時的処置にすぎないと考えるべきである。みずからを支える住民の自尊心は何よりも大切であると強調している。

## 2. 諮問機関としての住民側政府

### (1) 沖縄諮詢会と沖縄民政府

沖縄戦の過程において、米軍は占領地域に軍政を敷いた。海軍軍政府布告1号により、日本の行政権、司法権が停止され、占領地は海軍軍政府の支配下に入った。米軍は尋問を経て、戦闘員は捕虜収容所に、非戦闘員は民間人収容所に収容した。米軍は、それぞれの収容所で、軍との連絡調整にあたるメイヤー、治安の維持を担当するシーピーを任命した。また、各収容所の代表を集め、15名の委員で構成される諮問機関の設立を指示した。これを受けて前開南中学校長の志喜屋孝信を委員長とする沖縄諮詢会が発足した。また、米軍が設定した地区の公共事務を処理するため、市長選挙と市議会議員選挙が行なわれた。このようにして、海軍軍政府、沖縄諮詢会、市という統治機構が整備されることになった。(労働史1巻6頁) 1946年4月、軍政府副長官である海兵隊ムーレー大佐の権限により、沖縄諮詢会委員で互選された志喜屋孝信が沖縄民政府知事に任命された。軍政府は沖縄民政府を発足させ、軍政府副長官に責任を負う知事を任命し、沖縄を統治することになった。沖縄民政府の発足に合わせて、米軍政府は知事の諮問機関として、沖縄議会を設置した。戦前の県会議員を主体にして構成された議会であった。(群島議会I 43頁)

### (2) 沖縄議会の解散と沖縄民政議会の設置

1948年8月、軍政府は民中央倉庫及び市町村直営

の配給販売店の閉鎖指令(琉球列島米軍政府本部指令31号)を出した。これは、軍政府関係の沖縄労務者に欠勤する者が非常に多いことから、軍政府が村販売店を閉鎖し、販売配給を停止するとしたものである。港湾作業の労務者が少なく、800人の労務予定のうち、300人の労務者しか就労せず、物資の荷揚げ作業が進捗しないことに対する軍政府側の苛立ちの現れであった。

事態を重視した民政府と市町村長協議会は、知事を先頭にして軍政府に労務供出の協力を伝え、閉鎖指令の撤回を要請した。港湾作業の労務供出に関して市町村と軍政府が責任を分担することになり、販売店閉鎖保留の指令が出され、村販売店は1日閉鎖されただけで解決をみた。(沖縄民政府記録2 9頁) 1948年8月27日の民政府部長会議での協議の中で、知事は軍政府チーフ大佐から説明として、アメリカが沖縄住民に配給している食糧及び被服の沖縄での価格は、原価の1%から0.5%にすぎないと述べている。(沖縄民政府記録2 40頁)

知事の諮問機関として、議決権を持たない沖縄議会であったが、売店の閉鎖問題、配給食糧費の値上げ、配給率の引下げ等をめぐる問題について、沖縄民政府が議会運営を等閑視したことへの抗議を込めて、議員23名が住民に責任を持てる強力な民政府の樹立と、議決機関としての新沖縄議会の設置を要望して、1949年3月、総辞職を決議した。しかし、米軍は、これを認めなかった。沖縄議会は議事のボイコットで抵抗したが、軍政府の強硬な方針や、知事の和睦状の発送もあって、議会は態度を変えざるを得なくなった。1949年10月、米軍政府は沖縄議会を解散させ、任命制の沖縄民政議会を設置した。(群島議会I 43頁)

### (3) 軍政下の宮古、八重山

1945年12月、宮古に南部琉球軍政府が設立され、八重山にはその出先機関として米軍政官府が設置された。1950年6月、八重山軍政府の独立にともない、南部琉球軍政府は宮古軍政府となった。八重山では敗戦後12月までの4カ月間、米軍からも放置され、空白状態が続いたが、この克服を目指して八重山自治会が軍政官府の設置直前に組織されている。軍政官府は

町村長や自治会幹部の推薦により、八重山自治会の会長である宮良長詳を八重山支庁長に任命した。自治会はこの時点で解散するが、支庁には自治会の方針が事実上継承され、急進的な改革が進められた。

戦前の沖縄県庁の出先機関である宮古支庁、八重山支庁が戦後も本庁を持たない支庁として、米軍政の住民側の補助的協力機関として利用されることになった。対日平和条約の締結の頃までは、アメリカは群島ごとの統治を基本としていた。支庁長は、行政運営の相談役として、諮問委員会を作り、その進言もあって、郡会の設置が認められた。宮古では町村長の推薦を受けた21名の郡会議員が軍政府によって任命された。米軍政府は、宮古においても八重山においても、支庁の行政経費は全額住民の負担とすることとし、住民から徴収する税金、使用料、手数料等で必要とされる経費の全てを賄うよう指示していた。1947年頃から軍政府による復興事業に対する財政的支援が始まり、郡会が全会一致で、感謝状を贈ることを決議している。1947年3月、郡会での意見書提出の決議を受けて、宮古支庁は宮古民政府に、郡会は宮古議会となった。

軍政下の民政府であるが、沖縄とは趣を異にしており、諮問機関と位置づけながらも、軍政府の要救護対象とされた沖縄とは違って、実際には財政や食糧の問題も相当程度、自力で解決せざるを得なかった。1950年1月、軍政府により宮古、八重山とも議会は解散させられ、民政議会が設置され、民政議員が任命されている。(群島議会Ⅲ136頁) 群島別の軍政が敷かれていたこの時期にも、琉球貿易庁は宮古、八重山、奄美にも支部を置く全琉球的な組織として存在していた。また、1948年5月には琉球銀行宮古支店や八重山支店も設置された。

#### (4) 軍政下の奄美

##### ① 臨時北部南西諸島政庁

戦前、鹿児島県大島郡として位置づけられていた奄美諸島は、1946年1月のGHQの覚書により連合国の占領下から切り離され、アメリカの軍政の下に置かれることとなった。3月には軍政スタッフが名瀬に上陸した。奄美諸島では、町村長会議を開き、軍政府との

連絡機関として全大島連絡委員会を設置していた。この連絡委員会の幹事が支庁長に任命されている。1946年10月、大島支庁は臨時北部南西諸島政庁と改称された。

この時期の奄美には郡会や議会と称される機関は存在しなかった。諮問機関の機能を果たした機関としては、「法制改訂委員会」や「経済復興委員会」などの専門分野別委員会をあげることが出来る。法制改訂委員会は、軍政府の認可を得て、軍政官直属の諮問機関として、1947年6月に発足している。この委員会は1950年10月の奄美群島議会発足まで存続している。

1950年1月、奄美でも民政議会が設置される。この議会の議員は民政官の事前の承認を得て、知事が任命している。議員の任期は2年とされていたが、同年11月に群島議会の発足とともに消滅した。(群島議会Ⅳ7頁)

##### ② 奄美群島の経済実態

1950年前後の時期には、奄美群島から沖縄本島に就労を求めて渡ってくる人々が急増した。復員や引揚げにより、増加した人口を支える農地や雇用の場が不足していたことと、1949年4月の軍補給物資の大幅値上げにより奄美群島の経済は大きな打撃を受けていた。奄美群島の不況は深刻で、主要な現金収入源となる砂糖はコスト高で売れ行きが悪く、地場の名産品である大島紬は意匠や内地の不景気で売れ行きが悪く、滞貨が増えるばかりであった。このため、人々は就労の場所を域外に求めざるを得なかった。一方、沖縄ではこの時期に統制経済が撤廃され、民間による企業活動が勃興しつつあった。また大規模な基地建設工事も始まり、旺盛な労働力需要が存在していた。1950年3月の布令2号(海運規則)の施行により、琉球列島内の4群島間の渡航制限が撤廃され、奄美群島から沖縄本島への渡航が自由化された。こうした中で労働力の移動も増大した。(県労働史1巻676頁)

##### ③ 奄美群島の本土復帰

1953年8月ダレス米国务長官は、声明を発表し、奄美群島に対する平和条約3条の権利を放棄し、日本の主権を復活させる用意があることを明らかにした。これを受けて話し合いが日米政府間で行なわれ、その合意を経て12月に奄美群島は日本に返還された。(県労

働史 1 巻 445 頁) 奄美群島の本土復帰にともない、沖縄在住の奄美出身者は非琉球人となり外国人登録が必要となった。奄美群島と沖縄との往復にもパスポートが要り、選挙権なども失うことになった。雇用の面でも、奄美群島に本籍を置く公務員の扱いが問題になった。また、民間の事業所も奄美出身者を歓迎しない傾向があり、沖縄から転出するものも少なくなかった。(県労働史 1 巻 683 頁)

### 3. 住民による選挙の実施

1948 年 2 月、沖縄群島市町村長及び市町村議会議員の選挙が実施され、6 月には市町村制が公布されている。(沖縄民政府記録 2 9 頁) アメリカは国際情勢の変化に対応して、1949 年 5 月に沖縄の長期保有の方針を決定した。10 月には、軍政長官にシーツ少将が発令され、アメリカによる沖縄の本格統治が始まる。シーツ少将はマッカーサー司令官の指示を受けて、これまでの場当たりの統治を改め、戦後沖縄の復興計画と民主化政策を打ち出した。この民主化政策は 1950 年 7 月の軍政府布令 19 号「群島知事及び議会議員選挙法」として具現する。

軍政府本部は、1949 年 9 月から全琉球にわたる自治的機構を形成する準備を段階的に始めており、その一環として「琉球諮詢委員会」を 1950 年 6 月に発足させている。軍政府はこの委員会に因った上で布令 19 号を公布している。1950 年 9 月にはこの選挙法に基づいて沖縄群島の知事、議会議員が住民の直接選挙によって選出された。

長期保有の決定にともない、1949 年末から 50 年の初めにかけて米軍首脳が相次いで来沖し、沖縄の基地建設を視察しており、1950 年 2 月には、恒久的な沖縄基地建設を始めると GHQ は発表している。基地の建設が本格化すると、米軍の工事に多くの沖縄人が雇用され、沖縄経済の復興自立のために大きく寄与することになった。(群島議会 I 45 頁)

#### (1) 民主主義の実験

シーツ善政の一つである知事の公選は、米軍政府にとって民主主義の実験と認識され、それまで知事を選

出した経験を持たない住民にとって、「民主化」と映る政治的前進であった。1949 年 8 月、極東軍総司令部は書簡を発し、住民が権利を賢明に行使しうようになるにしたがい自治権を拡大し、最終的には自治政府を設置するよう指示していた。(“Popular Election” p.7) 同書簡は、当面の目標を 4 群島政府の設立におき、それぞれの知事は公選によることとし、各政府は立法機関を持つものとされた。(“Civil Affaires Activities” p.118.) そこに至るまでに 2 段階の準備が要るとして、1949 年 9 月から 12 月までの第 1 段階では、情報メディアの拡充、選挙に必要な物資、機材の調達、政府の組織法、選挙法の制定、選挙区の設定、臨時政府と議会の改革が計画された。1950 年 1 月から 6 月までの第 2 段階では、事前の啓蒙活動の展開、有権者の登録、候補者の登録、選挙法と政府組織法の公布、群島議会議員及び知事選挙の告示と選挙戦の開始が予定されていた。

このように、米軍政府は、民主主義の理念を普及するために相当の努力を払った。1950 年 2 月には、啓蒙活動の一環として、「私にとっての民主主義とはなにか」、「私は自分の国にどう貢献できるか」、あるいは「よい政府とは」などのテーマで懸賞論文を募り、優秀作を軍政府機関誌『琉球広報』に掲載するなど、民主政治の普及に多大の努力を払っている。また、選挙運動期間中も軍政府は「選挙に際して軍政府は、選挙が公正で法規に準拠して行なわれることを心から望んでいる。軍政府は、公正な第三者として、この選挙を注視している。ある特定の候補者を他の候補者より最良とする様なことは考えていない。」(うるま新報・1950 年 8 月 12 日) との中立声明を発するなど、あくまでも住民の主体的選択を尊重し、住民の意思に基づく自治政府を創設するよう最大の配慮を払っていた。(琉球銀行 245 頁)

#### (2) 群島政府知事及び議員選挙法

1950 年 1 月、琉球列島米軍政本部は、布令 1 号により臨時琉球諮詢委員会を設置した。この委員会の経費は各民政府の負担とし、委員は各知事が議会の賛同を得て推薦することとなった。軍政府は、この委員会に諮って、1950 年 7 月、布告 19 号(群島知事及び

議会議員選挙法)を公布している。(群島議会Ⅳ12頁)

その前月、1950年6月、臨時琉球諮詢委員会の答申に基づいて、特別布告37号「群島政府知事及び議員選挙」が公布され、シーツ軍政長官の名によって、民主化の第一歩が宣言された。同布告では、「琉球列島内における代議政体の発達を促進させることが軍政長官の目的であり、また、琉球列島の住民が自力により、民主主義の根本概念及び自治政体の責任を啓発する願望と意思があることことを表明したことから」民主政治を施行するとした上で、知事及び群島議員の選挙を実施することを布告している。(琉球銀行247頁)

### (3) 沖縄群島知事選挙の経過

1950年8月、知事公選の告示がなされ、選挙戦が始まった。沖縄民政府工務部長であった松岡政保、琉球農林省総裁の平良辰雄、そして人民党委員長の瀬長亀次郎の3名が立候補した。3候補の政策綱領には、大きな対立点はなく、むしろ内容的には殆ど類似していた。各候補とも、経済復興、民主政治、財政の健全化、社会政策の拡充、交通運輸の整備、などの内政問題に重点をおいていた。戦災の疲弊から未だ脱していない住民にとって復興政策は最大の関心事であって、ほとんどの住民が同じことを欲しており、そのため、各候補とも住民の欲求に応じた似かよった政策を掲げることになった。

一方で、知事の座を目指した選挙戦は熾烈をきわめ、終盤には泥仕合も演じられた。農連の監査に関連して平良候補が背任罪で告発されたり、初等学校の建設に関して松岡候補が利益誘導と非難されるなどの事態も出現した。これに対して、婦連、青連などの民間団体は、公明選挙のスローガンを掲げ、選挙浄化に乗り出した。また、軍政府もラジオや映画を活用して、選挙に関する啓蒙活動を展開した。

候補者の政策に大きな争点が見出せないにもかかわらず、候補者を取り巻く人間関係をめぐって有権者の知事選挙に対する関心は、否応なく高まった。1950年9月、首里青年会が主催した首里での3候補による合同政見発表会で、最高潮に達した。予定時間の午後4時までには、1万人余りの人々が会場を埋めつくして

いた。

有権者の関心は高く、投票率は88.8%に達した。15万8000票余の得票を得て、平良辰雄が初の公選知事に選出された。(琉球銀行250頁)

### (4) 若手エリート層の台頭

知事選挙で平良候補の有力支持者として奮闘した若手エリートグループは、民主化路線に歓喜し、自ら進んで群島政府の政務に参画するなど、民主化政策を積極的に活用することに傾注した。この若手グループは、「新進会」と称して政策研究や政策提言に大いに活躍する。主なメンバーには、西銘順治、久場政彦、稲嶺盛珍、仲宗根政善らがあり、その後、沖縄の各界で主要な働きをしていくことになる。(琉球銀行252頁)

### (5) 立法院議員の選挙

1951年12月、米国民政府布令57号「琉球立法院議員選挙法」(Election Law for Legislature of the Government of the Ryukyu Islands)が公布された。同法によれば、立法院議員選挙は、議員定数を31名とし、8選挙区を設け、選挙権は20歳以上、被選挙権は25歳以上と定められた。この布令の発布を受け、1952年3月に立法院議員の選挙が実施されることになった。(県労働史1巻348頁)

## 4. 自治的政府の形成

民主化政策に沿って1950年1月、早くも、琉球列島4民政府全体の利害に関係のある問題に関し、軍政府の付託する事項を研究討議し、これを軍政府に助言する目的で、臨時琉球諮詢委員会が設置された。同委員会は4民政府の代表委員を持って組織された。それまで、奄美、沖縄、宮古、八重山の各群島政府はそれぞれの問題に専念するだけで、横の連繋はなかった。そのため、4群島を総合した全琉的な利害に立脚した政策対応をする住民サイドの機関が出現したのは、この臨時琉球諮詢委員会が初めてであった。("Civil Affairs Activities" p.118.)



### (1) 群島政府条例の制定

特別布告37号(1950年7月10日)が發布され、四群島において知事及び議員の公選が実施された。この選挙の実施に先立って、日本の地方自治法をモデルにした群島組織法(米国軍政府布令22号)が公布されている。この布令は当時の民政の基本法としての機能を果たし、群島政府の組織、知事の権限、議会の権能、公安委員会の設置等が詳細に規定された。群島政府の知事は群島を統括し代表する権能を持ち、群島政府の議会も条例の制定、歳入、歳出、予算の議決等が出来る。これ以降、各群島政府は条例制定権を行使して、民生関係の重要な条例を「群島政府条例」として制定していくことになった。一方で、司法機構、運輸通信、貿易、郵便等の全琉球列島にまたがるような事務については軍政府の直轄とされた。(垣花・334頁)

#### ① 沖縄群島政府の発足

1950年9月の群島知事選挙の結果、15万8000票余りの得票を得て平良辰雄が沖縄群島知事となった。同年11月には沖縄群島政府が発足した。これまでの沖縄民政府とは異なり、住民の手で選出された知事を長とする政府であった。軍当局は、当初アメリカの連邦制に倣って、群島政府の上に琉球政府を設置する構想を持っており、議会議員の選挙も4年ごとに行なうと規定されていた。

群島政府の権限は1950年8月の布令22号「群島組織法」によって規定されていた。その権限は軍布告、布令及び指令に基づいて行使され、米軍政府には拒否権が有り、いつでもこれを行使できた。群島政府としては、軍政府に拒否権を行使させない様な配慮のもとに、議会に議案を提出し、諮問を行っていた。群島議会は議員20名中15名が社会大衆党に属し、与党が絶対多数であった。軍との調整、了解が必要な案件については、円滑な議案処理のため、議会に諮問を行い、その答申を得て、軍との調整を行い、その了解を得て、議案として群島議会に提案する方法がとられた。(群島議会I 48頁)

1950年の沖縄群島条例4号は、沖縄群島知事の平良辰雄によって制定され、沖縄群島における治安裁判所の数、所在地、管轄区域に関する事項を定めている。経済面でも積極的な施策が推進され、1950年度

には沖縄の経済を戦前レベルにまで復興させることが目標として掲げられた。軍工事や環境整備と同様に経済復興においても必要な資材や機具は可能な限り日本から輸入する方針がとられた。教育面では米国留學生度が始まり、琉球大学が新設された。恒久的な基地の建設を契機として民主化が推進された。(宮里・24頁)

#### ② 群島議会の立法過程

沖縄群島議会は、1950年11月に第1回議会が開催された後、1年余という短い期間ではあったが、議決機関として活発な論議がなされた。群島議会は、群島組織法に基づいて設置され、議会を構成する議員は1950年7月の軍政府布令19号(群島知事及び議会議員選挙法)のもとで、住民の直接選挙によって選出された。(群島議会I 41頁) 群島議会では立法の際に、諮問という形で群島政府から提出された案を審議し答申を行なっている。群島政府は議会の答申を受けてアメリカ側と調整し、了解がえられたところで、法案を議会に提出していた。群島議会での質疑、討論を経て、可決することになる。提出された議案の殆どは、提案理由説明の後、委員会に付託されている。1950年12月の第2回群島議会で「群島議会委員会設置条例」が制定され、その14条に基づいて常任委員会が設置された。委員会の機能はフル回転したが、肝腎な議論は休憩中になされることが多かった。群島議会では、住民の社会生活の向上と安定維持のために、議会ごとに必要な法や条例が矢継ぎ早に制定されていた。(群島議会II 43頁)

### (2) 琉球臨時中央政府の設立

アメリカは、沖縄の長期保有のための機構の整備を進め、1950年に住民側の機関である群島政府を発足させ、また、12月には沖縄統治に関する基本的な指針を記した「琉球列島米国民政府に関する指令」(FEC指令)が極東軍司令部から発せられた。この指令は同時に「出来る限り速やかに中央政府樹立に関する規定を設けなければならない」ことを指示していた。この中央政府に関する臨時琉球諮詢委員会の答申を受けて、1951年4月米国民政府布令3号「琉球臨時中央政府の設立」が発せられた。

### ① 琉球臨時中央政府の機構

臨時琉球諮詢委員会は、琉球臨時中央政府（Provisional Government of Ryukyu Islands）に発展解消する。「米国民政府布令3号」の3条は、立法院が一般租税、関税、分担金、消費税の賦課徴収及び群島その他琉球列島内の行政団体に対する補助金交付を含む臨時中央政府の権限を行使するに必要かつ適切な全ての法規の制定権を有すると、規定している。また、同4条は、副首席は立法院の議長となるとしていた。この琉球臨時中央政府設立の頃までは、米軍は長期支配のための住民側の政府として、全琉球の中央政府と群島政府を組み合わせた連邦制をイメージしていた。（群島議会IV14頁）

琉球臨時中央政府は、恒久的中央政府が樹立されるまでの、暫定的に置かれた機関であるが、立法、司法、行政の三権を備え、中央政府、群島政府、市町村という米国の連邦制度に類似した統治機構が整えられることになった。琉球臨時中央政府の首脳は米民政副長官が指名し、行政主席には臨時琉球諮詢委員会の委員長である比嘉秀平が就任し、副主席には同委員会の奄美群島代表である泉有平が就いた。立法院参議には同委員会の委員であった9名が任命された。琉球上訴裁判所の首席判事には当間重剛が任命された。すなわち、琉球臨時中央政府は臨時琉球諮詢委員会を母体に形成された。

琉球臨時中央政府の発足後、それまで存在していた4群島全体をカバーする行政機関である琉球貿易庁、琉球郵政庁、琉球農林省は、琉球臨時中央政府の管理の下に移され、さらに4群島全体の財務を掌握する機関として財務局が新たに設置された。（県労働史1巻347頁）

### ② 琉球臨時中央政府立法院の審議手続

琉球臨時中央政府立法院は、1951年4月から本会議を開催し、その他、常任委員会や全員協議会、政党やマスコミとの懇談会なども開催している。この琉球臨時中央政府立法院の主要な仕事は、中央政府の組織・機構整備のための立法制定と、歳入確保のための税法制定にあった。三権分立の下での独立機関であり、行政主席のメッセージ（立法勧告）を受けて、自主的に立法を発議することになっていた。しかし実際

には、行政主席のメッセージは、米国民政府の指示・命令であり、そこには、具体的な参考案や、草案が付されていることも少なくなかった。（群島議会IV15頁）

琉球臨時中央政府立法院では立法審議に手続として、イギリスの議会慣習に発するとされる「読会制（Reading）」がとられた。戦前の日本の帝国議会でも、第一読会で概略の議論を行い、第二読会で逐条審議を経た上で、第三読会において全体の討論と票決を行なうという手続をとっていたが、戦後、常任委員会制度の導入によって廃止された。琉球はアメリカの読会制度をモデルにしており、琉球政府立法院もこの制度を踏襲している。（群島議会IV16頁）

### (3) 群島政府の解消と恒久的中央政府の創設準備

1951年4月、米国民政府は布告3号「琉球臨時中央政府の設立」を発し、暫定的機関として、琉球臨時中央政府を創設した。中央政府が恒久的なものではなく暫定的な臨時政府とされ、また、行政主席や立法院参議が公選によらず任命とされたのは、米国民政府側が、住民サイドの行政力や、とりわけ中央政府の財政力を懸念していたためと見られる。臨時中央政府の創立式典でビートラー民政副長官は、臨時中央政府が臨時的の措置であることを強調した上で、「中央政府が最終的成功を勝ち得るか否かは、住民が納税の義務を引き受けるか否による。それは税収入がその拡張を指示し得る程度に応じて拡大される。」と述べ、軍の補助金に支えられた中央政府は健全なものとは見做していないことを示唆した。一方で、行政主席の公選について「アメリカは、中央政府の最終形態が住民により、民主主義の原理に基づく住民投票により決められることを望んでいる。」と述べ、近い将来、行政主席の公選が実施されることを明らかにしていた。このビートラー民政副長官の民主化を示唆する一連の発言もシーツ善政の一環と見られていた。（琉球銀行256頁）

ビートラー民政副長官は、1951年11月に臨時中央政府と各群島政府に対して、「群島政府解消と新政府組織に関する書簡」を送り、群島政府の解消と恒久的な中央政府に関する構想を示した。立法院議員の選挙

を実施し、その後の立法院議会で、基本法草案の策定や予算の審議を行なうこととされた。(県労働史1巻348頁) 中央政府の創設準備過程において、市町村長協議会と群島政府との間には見解の相違があった。市町村長協議会は住民の税負担の増加を懸念して、中央政府と市町村を直結し、群島政府を中央政府の出先機関として縮小することを主張していた。これに対して4群島政府知事は1951年1月、会談を行い、群島に関する事項は全て群島政府が権限を確保し、それ以外の全琉球的な事項のみを中央政府に担当させればよいとする共同意見を発表していた。

#### (4) 琉球政府の設立

1952年2月に発出された布告13号「琉球政府の設立」は、米国の施政権の下に置かれた沖縄の憲法的な法令とされた。この布告の施行により臨時中央政府は解消された。1952年4月に琉球政府が創立された。同年9月には、宮古、八重山、奄美にそれぞれ地方庁が設置された。(県労働史1巻380頁) 琉球列島米国民政府のビートルー民政長官は、1952年11月の選挙で琉球政府の行政主席を公選により選出する意向であった。しかし、実際には、臨時中央政府の場合と同じく、任命制となり、臨時中央政府の行政主席であった比嘉秀平がビートルー民政長官によって新政府の同じポストに指名された。(Murfin p.4)

琉球臨時中央政府は、一年間の準備期間中に群島政府の財産と権利を引き継いで組織を整備し、陣容を整えて1952年4月に恒久的な琉球政府として発足した。琉球政府の設立を定める布告13号は琉球政府の基本的な組織について規定し、立法、行政及び司法の三権を備えた琉球政府が米国民政府の発する布告、布令及び指令に従って、琉球の政治の全権を行う権限を認めた。「琉球政府章典」をさだめる布令68号は、米国の統治権の及ぶ地理的管轄区域、米国の統治権に服すべき琉球住民の人的範囲、その権利及び義務、立法、行政及び司法府の具体的な組織及び運営、琉球政府と市町村の関係等について規定している。(垣花・336頁)

布告13号は、沖縄住民の権利について、信教、言論、集会、請願及び出版の自由及び正当な手続によらない不当な捜査、逮捕及び生命、自由または財産の剥

奪等に対する安全の保障を含む民主国家の基本的自由は、公共の福祉に反しない限りこれを保障すると規定している。住民の義務としては、代議政治の一般的な責任を負うことのほかに、法及び秩序の維持に協力すること、選挙において投票すること、正規の租税を納めることが定められている。(垣花・343頁)

##### ① 立法機関

布令68号では、立法院の議長は行政副主席が兼任することを定めていた。これは米国の副大統領が、議会上院の議長を兼ねていることをモデルにしたとされている。立法院は開会と同時に議員による議長選出を強く主張し、これが受け入れられ布令68号は改正された。立法案、決議案の発議権は立法院の議員のみが有するが、行政主席も必要適切と認める議案について「メッセージ」をもって審議を勧告することが出来た。また裁判所も訴訟手続法案について、その制定を進言することが出来た。立法院で制定された立法に関して、布告13号は、民政副長官に、その施行を拒否し、みずから必要と認める法令を公布する権能を認めていた。もっとも、この権限を行使しなくても、民政副長官は琉球政府をコントロールすることが出来た。米国民政府訓令30号(1951年6月7日)では、琉球政府は法案を立法院に立法勧告をする前に、それを米国民政府に提出して、その承認を得なければならないとし(事前調整)、また立法院で可決された法案は行政主席の署名で立法となるが、行政主席はその署名の前に米国民政府の承認を得るよう義務づけられていた(事後調整)。(垣花・339頁)

##### ② 行政機関

琉球政府の行政権は行政主席に属する。行政主席はこれが選挙制になるまで民政副長官の任命によるものとされた。行政主席は任期の定めがなく民政副長官の意思によって定まる。また立法院による行政主席の不信任も許されない。行政主席の補佐機関として副主席のほか官房と内政、文教、社会、経済、工務交通、法務、警察及び労働の各局と統計部及び経済企画室が置かれた。行政主席は、立法府及び司法府から独立して民政府の発布する布告、布令及び指令に反しない範囲内で一般行政を行う権限があった。(垣花・341頁)

##### ③ 司法機関

司法機関は、行政機関、立法機関よりも先に全琉球の統一機関が出来ていた。各群島政府の時代にも、上訴裁判所が那覇市に設置され、裁判の審級関係では全琉球的な組織となっていた（1950年特別布告38号）。琉球政府の発足に備え、これまでの群島別裁判所制度を廃止し、新たに全琉球の司法機関を統轄する「琉球民裁判所制」（1952年布告12号）が敷かれた。琉球民裁判所制は治安裁判所、巡回裁判所及び琉球上訴裁判所の三つの審級から構成された。治安裁判所及び巡回裁判所の判事は、民政副長官の認可を得て行政主席が任命し、琉球上訴裁判所の判事は民政副長官が指名し、民政長官が任命した。裁判手続については布告12号に定める規定に反しない範囲で、沖縄占領当時の日本の民事訴訟法及び刑事訴訟法が適用された。（垣花・341頁）

## 5. 司法制度の整備

### (1) 軍裁判所

1945年4月1日米国海軍軍政府は布告1号を發布し、南西諸島及びその住民に対する日本の行政権及び司法権を停止すると同時に、布告2号及び3号を發布し、軍事委員会、高等軍事法廷、即決軍事法廷を設立して刑事に関する軍事裁判を開始した。これが「軍裁判」の始まりである。その後、1949年6月米軍政府布告32号が刑法ならびに訴訟手続法典として發布され、新たに上訴裁判所裁判所、高等裁判所及び下級裁判所が設置され布告2号及び3号は廃止された。1951年当時の沖縄の裁判制度は、軍裁判所と民裁判所の二本立てであった。米国の利益や軍人軍属に関する事件は軍裁判所へ提訴し、その他その窃盗、傷害などの一般的な事件は民裁判所で扱われた。両者の関係は対等ではなく、軍裁判は常に民裁判の上位に置かれていた。民裁判に係属した事件も必要があると認められると軍裁判への移送が命じられた。朝鮮戦争の起こった1950年から1955年頃までは軍裁判の華やかな時代であった。特に朝鮮戦争の勃発を引き金にしたスクラップブームが軍裁判の増加に拍車をかけた。薬莢や鉄くずなどの密貿易が後を絶たなかった。当時、軍裁判ではアメリカの法曹資格をもつ裁判官は少なく、ほとん

どが警察官出身であった。審理はアメリカの刑事訴訟法により進められた。軍裁判では真摯な法律判断よりも、陳情や情実で執行猶予になることが多く、一面では米軍の宣撫工作としても機能していた。（平田・71頁）

### (2) 琉球民裁判所

1950年7月には米国軍政府特別布告38号と1952年1月の米国民政府布告12号の公布により、琉球民裁判所の制度が確立する。この制度では、民裁判所は治安裁判所、巡回裁判所、上訴裁判所により構成され、二審制で事実審理は一回だけとなった。那覇市に置かれた琉球上訴裁判所は、琉球政府の最終審裁判所で琉球全域の巡回裁判所の判決、決定、命令に対する上告を審判する機関とされた。琉球上訴裁判所の下に沖縄、宮古、八重山、大島の4巡回区がおかれ、沖縄はさらに国頭、中頭、中央、島尻の巡回裁判所が設けられた。

布告12号では、治安裁判所は刑事事件については一年未満の軽犯罪事件、民事事件については親族相続及び土地所有権を除く訴訟価格5万円未満の事件についての裁判権を有する。巡回裁判所は、不動産の係争に対する審判及び収用手続の決定を含む米国民政府布告、布令、指令及び琉球政府法令に基づくすべての事件について、第一審としての民事及び刑事の裁判権を有するほか、治安裁判所からの上訴に対して裁判権を有していた。

琉球上訴裁判所は、高等弁務官の任命する5名の判事からなり、琉球諸島における最終審の民裁判所である。その主席判事はすべての治安裁判所、巡回裁判所及び上訴裁判所に対し、司法行政上の指揮監督権を行使し、その責任を負っていた。上訴裁判所の定足数は3名とされ、法の定めるところにより巡回裁判所からの上訴を裁判する権限を有していた。いかなる場合においても上訴事件において証拠を審理すべきではなく、純然たる法律問題を考慮し裁判もそれに基づかなければならないとされた。下級裁判所の事実認定は上訴裁判所を拘束するものとし、上訴裁判所は純然たる法律審であった。

1951年4月に初代の上訴裁判所主席判事が任命さ

れ、沖縄における司法制度が一応確立された。裁判所庁舎も泉崎の旧県庁敷地へと移転した。この布告12号による民裁判所制度は、1968年1月立法院の制定した裁判所法により琉球高等裁判所が発足するまで18年間続いた。(平田・80頁)

### (3) 司法関係布告等の動き

軍政から民政への移行期に発布された軍政府及び米国民政府の布告等から司法関係の主なものを以下に示す(琉球史資料・131頁)。

#### ① 1950年 軍政本部特別布告38号(民裁判制度)

(1条1) 民裁判制度は、治安裁判所、巡回裁判所及び琉球上訴裁判所をもって構成する。(2条5) 民事裁判権について治安裁判所は金銭上の判定額または係争の財産(権)の請求価額が5万円を超えないすべての民事訴訟を裁判する権限を有する。(5条1) アメリカの琉球占領当時施行の日本の民事及び刑事訴訟法が効力を保持する。(7条) 弁護士。

#### ② 1951年 琉球列島米国民政府発軍当議会議長宛通牒(法令の解釈について)

(2a-d) 布告、布令、指令及び命令の定義、及び一連番号の付け方。

#### ③ 1952年 琉球列島米国民政府布告12号(琉球民裁判所制)

(前文) 琉球諸島政府の早急な設立の促進のために民裁判所制を一つの政府の機構に合併する望ましい。(1条) 総則、(2条) 治安裁判所、(3条) 巡回裁判所、(4条) 琉球上訴裁判所、(5条) 手続法などが定められている。

#### ④ 1952年 琉球列島米国民政府布令58号(琉球民裁判所の民事裁判権)

(1条) 軍人軍属には布告12号1条2項の琉球民裁判所の民事裁判権は及ばない。

#### ⑤ 1955年 琉球列島米国民政府布令55号(刑法並びに訴訟手続法典)

(1部) 民政府裁判所、(1章) 基本法 施政権は琉球列島米国民政府を通じて行使される。占領当時施行されていた現行法はそのまま有効とする。その後改変されたものはこの限りでない。(2章) 民政府裁判所の構成及び裁判権 民政府裁判所は上級裁判所と簡易

裁判所からなる。(3章) 訴訟手続 民政府裁判所の訴訟は1951年の軍法会議提要に示された訴訟手続にしたがう。

(2部) 罪、(3章) 経済及び財政政策に反する罪、(4章) 道徳に対する罪 売淫を規定、(5章) 公衆の保健に反する罪。

### (4) 法曹制度

1949年当時まだ弁護士の登録制度はなかったが、ニミッツ布告によれば原則として日本の弁護士資格がないと弁護士活動はできなかった(平田・71頁)。1950年7月の軍政府布告38号で、有資格者は同年10月までに弁護士登録が必要になった。それまでは戦前の日本の有資格弁護士が主に活動していたが、元新聞記者や元市長、あるいは元県会議員、元村長などが軍裁判所から任命されて弁護活動にあっていた。しかし、徐々に社会が落ち着きを取り戻し法的秩序が保たれるようになると、有資格の弁護士が必要になってきた。この布告により免許登録を行い、それ以後は無資格者による弁護活動は認められないことになった。

1952年1月の米国民政府布告12号では、琉球の全有資格者からなる琉球法曹会の中に試験局を設け、判事、検事、弁護士の適任証明を行うことになった。巡回判事、治安判事の任命は、試験局の証明を添えて、民政副長官の認可を得てから、行政主席が任命することになっていた。この法曹会は米国民政府の官製の法曹人の団体となっていた。この制度の下で、試験局によって主席判事や検事長による判事、検事の推薦権をチェックしバランスを保つことが出来た。(平田・106頁)

## 6. 民政移行の経済的帰結

国際情勢の変化は沖縄の軍事的価値を再認識させ、対日政策の転換にともなって、アメリカは沖縄統治にも関心を向けるようになった。国務省政策企画室長であったジョージ・F・ケナンは、沖縄を長期的に保有するのであれば、アメリカは沖縄の経済的安定と政治の正常な状態への復帰に全責任を負うべきだと警告した。沖縄に対する政策の変化が表れたのは経済援助で

あった。ガリオア資金による食糧を中心とした援助が沖縄にも割り当てられ、さらにアメリカの安全保障にとって沖縄はきわめて重要であるとの認識から、復興を図るための援助の増額が求められ、建築用資材、機械部品、肥料、種子類が追加された。1949年8月には極東軍総司令部に琉球軍政局が新設され、その局長が住民の実生活を視察し、経済復興の必要条件を検討している。また選挙法作成のための専門家も沖縄に派遣している。(宮里・15頁)

#### (1) 軍政府の経済復興施策

米軍政府は1949年初頭から、経済復興施策を打ち出した。1月には各民政府財政部長のほか、琉球銀行、貿易庁、農連などの関係者を集めて、軍政府は全琉財政部長会議を開催した。そこでは、復興施策の着手に先だって、賃金や物価などの有機的結びつきを欠いた経済要素の間に整合性と均衡を回復すること、及び通貨膨張と物資欠乏の相乗によるインフレを抑圧することが、最優先の課題とされた。そのための具体的な施策として、物価や賃金に関する一連の軍政本部指令が発出されている。軍政本部指令5号「賃金に対する制限の撤廃」により、2月から民間及び各民政府職員の最高賃金の制限が撤廃され、経済の実勢にそって決定されることになった。民間と比較しても低い水準にとどまっていた軍雇用員の賃金も2倍に上げられた。また、基地内に設置された特設売店で市価よりも低廉な価格で食糧、日用品等を販売することで、民間並みの実質賃金を軍雇用員に保障する施策がとられた。一方で、軍補給物資の村売店での販売価格の上げや、各民政府、市町村に対する援助削減、軍政府の予算均衡化などの推進により、インフレも終息に向うことになった。(県労働史1巻266頁)

#### (2) 恒久的基地の建設

1949年10月、沖縄の恒久基地建設に関わる5800万ドルを組み込んだ1950年度予算法案がトルーマン大統領の署名を得て成立した。11月には陸・空軍、民間の技術者による合同調査団が沖縄を訪問し、台風にも耐えられる基地の建設、軍人と家族が本国と同様の暮らしを享受できる施設、住民に対する無期限の援

助、などを内容とする勧告を行なった。この基地建設は、沖縄地区米工兵隊の下で、国際入札を経て着手され、落札した日本の土建業者が12月から測量と設計を開始した。計画では、軍施設は出来るだけ統合し嘉手納、ズケラン、牧港、那覇港付近に集約し、嘉手納・牧港間は3車線道路、牧港・那覇港間は4車線道路に拡幅し、ズケランには病院と発電所、牧港には補給倉庫を設け、那覇港は水深32フィートまで浚渫し本格的軍港として築港し、牧港は小型船舶用に改修することになった。暴風雨に耐えうる頑強な兵舎と家族住宅、米本土と同様の福利厚生施設、そして、一切の攻撃に耐えうる恒久的な作戦施設を建設し、沖縄をアメリカの難攻不落の要塞(ジョンソン米国防長官)とする計画が実行された。(県労働史1巻273頁)

#### (3) アメリカによる援助施策

ガリオア援助とエロア援助(Economic Rehabilitation in Occupied Area Fund)により、生活必需品が援助物資として供給され、この物資の販売代金として住民から回収されたB円は、見返り資金として軍政府の円予算に組み入れられ、沖縄の社会資本投資の一部として支出され、また軍労務者の賃金、政府の人件費にも使用された。(久場27頁)この見返り資金について、米国民政府はアメリカからの援助資金の効率的な活用と会計の明確化によって沖縄経済の発展を促進するために「見返り資金制度」を1951年4月に設立した。

戦災で甚大な被害を受けた沖縄経済の復興は民間資金だけでは困難であり、軍政府の長期資金援助が渴望された。軍政府は1950年4月の布令4号により「琉球復興金融基金」を1億円の基金で発足させることになり、琉球銀行の短期資金の供給とともに、長期資金を供給する系統金融機関が設立された。琉球銀行は基金の受託者として貸付事務を担当した。(杉野他26頁)

#### (4) 自主財源の確保

地方財政は、軍指令により当初は米国からの援助物資を市町村単位の売店を通じて住民に販売し、その売上を各市町村財政の財源に充当して、市町村の行政事務を運用していた。しかし、これではその時々

物資の量によって財政規模が変動することになり好ましくないため、1947年の軍政本部指令7号により売店での売上で財政を賄えない市町村に対しては税の附加税の徴収が認められた。また、住民負担金による財政資金の調達も行われたが、法的根拠を欠いていたため不都合や支障を生じたこともあった。(久場 72 頁)

1950年9月、沖縄民政府が解消され、沖縄群島政府が発足した。公選知事による自治政府の発足であり、新政府は自治財政の樹立を主たる財政政策として推進した。それは沖縄の復興及び行政資金の大半を占めていた見返り円資金の源泉であるガリオア援助・エロア援助が1952年度を最後に打ち切られることになっていたからである。財政総需要を賄うに足る自主財源の確保は困難をきわめたが、住民の担税力に応じた税制の確立と公共事業による税外収入の確保を目指した。各種税法は群島議会における民立法に切り替えられ、租税徴収法等も制定された。(久場 73 頁)

群島議会は日本の地方税法を参考にして1951年3月、17の税種目からなる市町村税条例案を可決し、同条例は、翌4月から群島条例1号として実施され、地方財政もようやく軌道に乗りだした。また同年7月には市町村財政調整交付金条例案が可決され、群島政府から地方自治体への資金配分が行われ、市町村相互間の格差の是正が図られた。(久場 79 頁)

#### (5) 援助方式の変更

1951年4月に発足した臨時中央政府は、各群島政府機関をその傘下においた。この臨時中央政府の発足により、米軍の援助方式にも大幅な変更が見られ、各群島別に支出されていた復興資金援助は中央政府にまとめて下付されることになった。また税制を確立し、政府経常費を自己財源によって賄わせる方針がたてられた。見返り資金制度の整備と相まって、補助金も財政資金援助と復興設備投資援助に大別され、とくに後者は復興資金としてコマーシャルベースで貸付と回収を繰り返す資金回転のコントロールを通じて効率的な復興資金供給を行った。

基地建設工事と軍の駐留に伴うドル収入の増加につれて、米国政府からのガリオア援助金は次第に減額され、1950財政年度に約5000万ドルに達した援助額は

1954年度には約300万ドルに急減した。1955年にはガリオア援助物資売上代金による援助制度が改められ、直接、現金による政府援助が実施されるようになった。米国の援助に多くを頼ってきた沖縄経済は、次第に自立経済への移行を求められるようになってきた。(稲泉 28 頁)

#### (6) 貿易の再開と密貿易の跳梁

輸出入は貿易庁の管理の下に政府ベースで行われ、輸入された一般消費物資は入札を通じて民間業者に売り渡されていたが、民間貿易再開への準備措置として、1949年3月に「商業ドル資金制度」が創設され、住民のドル収入をこの勘定に蓄えることが可能になった。1950年4月にはB円の対ドルレートが120円と決定され、従来各物資ごとに複数あったレートがこれにより一本化された。1950年10月、布令26号及び指令11号が公布され、琉球列島の貿易及び外国為替の管理に関する規則が制定され、琉球銀行が外国為替管理の代行機関として、貿易庁が貿易管理の代行機関としてそれぞれ指定された。1951年1月、外貨予算が公表され、民間貿易が開始された。(稲泉 26 頁)

輸出入はほとんどが日本との間のものであり、1949年7月から1950年6月までの1年間の日本との契約ベースの総額は、輸入が1900万ドルで、一方、輸出は63万6000ドルであった。主要な輸入品は、生活用品、米穀、肥料、農漁業産品などであり、輸出品は砂糖、海草、貝殻であった。(Jones p.3)

琉球の経済は沈滞した状態が続き、人口は急増し、通常の移民政策はもはや使えなくなっている。食糧や砂糖の生産は未だ戦前水準を下回り、製造業の復興も進んでいない。労働者の多くは軍施設で就労している。外国貿易は戦前水準をはるかに下回り、一方で、多額の赤字はアメリカの援助と支出によって補填されている。消費物資の不足と大量の軍余剰物資の放出は、日本本土との密貿易を盛んにし、合法的な正規の貿易を凌ぐほどの規模になっていた。琉球の経済の復興を目指した経済計画が策定されているが、密貿易が制圧されない限り、船舶や労働者の多くは、違法な収入の源泉を探し求め続けることになる。また、軍政府や建設業者の下での就労による高収入は農業への回帰

の意欲を削いでいた。(Jones p.9)

#### (7) 経済の基地依存と B 円体制

極東における国際情勢の急変は、アメリカに軍事上の必要から沖縄の継続的な統治を決意させ、積極的な統治政策が打ち出された。1950年3月にB円の対ドル単一公定レートが設定された。朝鮮戦争の勃発を契機として基地建設のための莫大な予算が割り当てられ、一方で沖縄住民の経済及び福祉面に対しても本格的な配慮が払われるようになった。巨大な軍事基地建設とこれにともなう収入、数万のアメリカ兵の駐屯は、沖縄経済の様相を一変させた。戦前の零細な農家経営を中心とした農業経済は、アメリカ軍の基地に依存する基地経済に変容した。沖縄本島の耕地の約五分の一は軍用地として接収され、基地周辺の農民の大部分は軍労務に従事する賃金労働者に転化した。戦前には見られなかった産業も勃興し、土木建設、サービスなどの業種が急速な発展をとげることになる。(稲泉 16 頁)

1950年6月の朝鮮動乱を契機として、沖縄の基地収入が急速に増加し、沖縄の基地依存体質は一層鮮明になった。沖縄は恒久的な軍事基地に生まれ変わり、大規模な基地建設工事、駐留する数万の米軍へのサービスの供給、軍人軍属の民間市場での直接消費など、相当多量の資金の流入があり、基地経済の体制はますます固まっていた。1953年の基地収入は対外受取の83%を占め、その規模も急速に拡大した。民間貿易がすでに再開されていたため、基地収入の増加が輸入を刺激し、1953年の輸入額は基地収入を上回るほどになっていた。しかし、生産や復興のための資材輸入はわずかにとどまり、生活必需物資等の消費財が大部分を占めていた。(久場 29 頁)

#### (8) ドルの二重使用と基地依存輸入経済

1ドル=120B円体制の下での基地依存型輸入経済の形成は、基地建設のもたらす経済的波及効果を最大限に活用することによって沖縄経済の復興を図ろうとするものであり、基地建設に必要とされる大量の物資を安価に調達する必要から、この1ドル=120B円という極端なB円高の為替レートが設定され、輸入促

進政策がすすめられた。基地建設の波及効果によって沖縄の経済資源は基地の建設と運営に動員され、本来の生産力の復興や輸出産業の育成は考慮の外におかれた。「基地経済」の下では、域内の経済力復興よりも、ドルによって物資を輸入する方が経済合理性にかなうことになり、多くの労働者、商工業者は基地需要をもとめて殺到し、一方で供給は輸入販売業へと資本を集中することになった。1950年代の沖縄経済は基地建設、朝鮮戦争特需、スクラップ輸出、米国援助等の貨幣所得を背景に量的に拡大し戦後復興を推進したが、それは域内に生産力をビルトインすることなく輸入に依存する脆弱な経済構造を形成することになった。

このような基地依存型輸入経済の形成は、アメリカの対日占領政策と深く関わっている。すなわち、日本経済の外貨獲得手段ないし輸出市場として、沖縄経済が利用されたということである。基地建設で沖縄に投下されたドルを日本からの輸入に充当するというドルの二重使用 (Double use of dollar) により、日本の輸出産業の育成と外貨獲得にも貢献させる政策がとられた。一つのドルで基地建設と沖縄経済の復興そして日本経済の復興を同時に達成することをねらった。東西間の冷戦を背景として対日占領政策の目標は、日本経済の復興を最優先することに転じたが、沖縄経済復興に要する物資を日本から輸入させることにより、基地建設で沖縄に投下されたドルは、大部分が沖縄の対日貿易赤字を介して日本の輸出産業育成と外貨蓄積に結びつくことになった。(琉球銀行 1285 頁) 1951年から53年にかけての沖縄経済は軍工事ブームで活気づき、住民の生活水準も大幅に改善された。

#### (9) 琉球列島経済計画

アメリカは、琉球列島の長期保有の方針を固めて以来、本格的な経済復興計画の樹立のための調査を進め、1951年6月に米国民政府により「琉球列島経済計画」が策定された。この琉球列島経済計画は、FEC指令で策定が指示されていたもので、戦前の沖縄経済の概観と、戦後5年間の経済の概況を示した上で、1951年度から55年度までの経済計画と予測について記されている。この計画では、1953年度までに戦前



並みの生活水準を回復することが目標とされた。

#### ①計画の概要

生活水準向上のための外貨の獲得が必要なことから、産業の振興による自立経済を目指す施策も、この計画には盛り込まれたが、主たる外貨獲得の手段として選択されたのは米軍の基地関連の事業であった。基地建設とその維持管理のために多くの沖縄人労働者を雇用することにより、ドルを獲得し、対外収支の赤字を削減するという見通しを立てていた。これにともない、沖縄経済は農耕社会から給与所得者を中心とした経済に移行し、技能の向上や文化の変容も見られるようになる予測している。実際に、基地建設工事に従事する労働者や、米軍の直接雇用者、基地内の施設で働く労働者は増え続け、1951年には5万人に達していた。一方、民生関連の民間企業の設立も相次ぎ、水産、製糖、煙草、港湾荷役、倉庫、バス交通などの事業会社が設立されている。(県労働史1巻354頁)

#### ② 基地関連収入による沖縄経済の復興

基地関連収入は増加を続け、1952年の対外収支における貿易外受取の中の米軍関係は4570万ドルに達していた。対外収支の受取総額は5400万ドルであり、輸出はわずかに500万ドルにとどまっていた。ドル保有残高も同年末で2670万ドルに増えている。一方で、ガリオア援助は1950年代以降、減少を続け、1951年の3670万ドルが52年には1330万ドルに激減している。対外収支の支払総額のうち輸入は1952年に4000万ドルとなり、ガリオア援助を上回っていた。琉球列島経済計画の構想したように米国の援助によってではなく基地関連収入によって沖縄経済の復興が進められた。(県労働史1巻388頁)

琉球列島経済計画に基づく報告では、アメリカが琉球列島を信託統治した場合、その経費は2500万ドルに達すると推計された。日本の主権が維持され物資の投入があり、米国の信託統治と同程度すなわち戦前並みの生活水準が保たれた場合、米国の負担は毎年6～800万ドルの節約が期待された。(Jones p.1)

#### (10) 琉球経済の実態

1950年1月の段階で、琉球列島の人口は94万人と推定されている。戦前、1940年よりも20万人も増加

している。このうちの多くは外地からの引揚げによるものである。人口増にも関わらず、耕作地は戦前の75%に止まっており、戦前の地味のよい土地の多くは軍の施設として占拠されていた。農家の経営も小規模なままに止まっている。1949年6月の時点で琉球の労働力人口は44万8000人で、そのうちの6万人、13%が軍及び軍政府に雇用されていた。1951米会計年度には2万人の琉球人がアメリカ軍に直接雇用されていた。また、3万1000人が民間の米国建設会社に雇われている見られていた。1949年6月の製造業における雇用は3500人で雇用全体の1%にも満たない。

戦前と1951米会計年度との間の大きな変化は、砂糖黍生産から、米穀の生産へと移行していることである。これは食糧増産の要請によるものである。甘薯が51万トン収穫され主要な食糧となっていた。米穀やその他の豆類も5万トン余り生産されている。一方で、砂糖黍生産は1万1500トンで戦前の11%にすぎない。精糖、糖蜜、繊維、漆器などの生産は戦前から行なわれていたが、非常に低い水準にとどまっているか、生産そのものが行なわれていない状況にあった。一方で、製糖業については復興に向けた努力が鋭意なされ、建設資材の生産も島内の旺盛な需要を背景に急速に増加している。塩、澱粉、石灰などの生産も回復が見られた。(Jones p.3)

#### むすび

対日平和条約は、1952年4月28日に発効し、これに伴い米国の戦時国際法に基づく沖縄の占領は、条約に基づく統治へと移行した。しかし、対日平和条約3条は沖縄を米国の統治下に置くことを定めただけで、その法的地位を明らかにしなかった。米国は無期限に沖縄を統治する権利を保持したが、米国と沖縄との関係は、租借地でも、信託統治地域でも、領土でもないという関係にあった。条約3条では米国は国連に信託統治に関して提案する権利を有しており、その場合、日本はその提案に同意する義務が定められている。しかし、米国は沖縄を信託統治地域にする意思がないことを言明しており、米国と沖縄の関係は益々不明確になった。当時の草案作成責任者であったダレス国務長

官は、条約3条に関して、沖縄の帰属をめぐる連合  
 国間に意見の相違があったので、最善の方法として、  
 合衆国を施政権者とする信託統治制度のもとにこれら  
 の諸島を置くことを可能にし、日本に残存主権を許す  
 ことにした、と述べている（中野好夫41頁）。残存主  
 権を日本に残しながら、米国の沖縄に対する統治権を  
 完全に行使できるように工夫したのが条約3条であ  
 る。残存主権（Residual Sovereignty）は国際法上、  
 明確な概念ではないが、実質的な権利をとまわず、  
 日本は沖縄に関してその主権を行使することは出来な  
 いということである。（垣花・345頁）

講和条約2章3条は沖縄、奄美、小笠原を対日講和  
 後も日本の施政権から切り離す根拠となった。以後、  
 沖縄は長く米国施政権の下に置かれ、その多くの土地  
 が米国の軍事基地として使用されることとなった。日  
 本政府は、講和条約と同時にアメリカとの間で、日米  
 安全保障条約を締結し、これにより独立回復後も米国  
 軍隊が日本の軍事基地に駐留することとなった。沖縄  
 の切り離しという重要問題は、本土在住沖縄出身者の  
 間を除いては、当時、それほど大きな注目を集めな  
 かった。（県労働史1巻345頁）土地の借用と軍の雇  
 用を通して外貨を得ることが利益につながる部分で  
 は、国連による信託統治に賛成し、独立や本土復帰に  
 与しない人々も存在したが、このことが議論の俎上に  
 登ることは余りなかった。（Alexander p.28）

アメリカの沖縄統治は、平和条約3条に基づく統治  
 へ移行したにも関わらず、統治の基本法について特別  
 の措置がとられることなく、それ以前に確立された組  
 織によって統治が続けられた。1950年1月3日から  
 平和条約の発効までの間に発布された法令は、制限的  
 な住民自治を認める目的で発布された法令で、各群島  
 の政府に関する法令と、琉球政府に関する法令からな  
 る。群島政府に関する法令は、執行機関、議決機関に  
 ついて日本の地方自治法（昭和22年法律67号）に範  
 をとり、司法機関については、米軍政府の指定する重  
 罪以外は原則として、沖縄住民によって構成される裁  
 判所が裁判権を有するように改められた。この法令に  
 よって、不完全ながら各群島別に三権の機能を備える  
 政府組織を形成し、各群島住民の権利・義務を明らか  
 にした。琉球政府に関する法令は、平和条約の発効を

前提に、各群島政府の機能を吸収して全琉球列島を統  
 一し、立法、行政、司法の三権を備える恒久的な沖縄  
 統治組織の原型を定めた。

1953年4月、民政長官クラーク大將は布告22号を  
 発布し、これまで公布されたすべての法令は有効であ  
 ると宣言し、条約3条に基づく沖縄統治のための基本  
 法は、戦時国際法の下で発布した法令と同じであるこ  
 とを明らかにした。しかし、米国の沖縄統治の正当性  
 を裏付ける基本法の制定は必要不可欠であった。米国の  
 沖縄統治が長期化することが明らかになるとともに、  
 沖縄統治に関する基本法を米国の秩序内に組み  
 入れて体系化する必要に迫られた。1955年1月、国  
 防省は「琉球列島の管理に関する法律案」を議会で提  
 出した。この法案は、上院議会で第二読会をへて軍事  
 委員会に付託されたが不成立に終わった。（垣花・345  
 頁）

#### 文献資料一覧

- 琉球政府文教局『琉球史資料・第2集』（1956年）  
 中野好夫編『戦後資料沖縄』（1969年）日本評論社  
 島袋鉄男「米国の沖縄統治基本法の系譜」『戦後沖縄の政治と  
 法1945-1972年』宮里編（1975年）東大出版  
 垣花豊順「沖縄統治に関する基本法の変遷とその特質」『戦後  
 沖縄の政治と法1945-1972年』宮里編（1975年）東大出版  
 宮里政玄「アメリカの対沖縄政策の形成と展開」『戦後沖縄の  
 政治と法1945-1972年』（1975年）東大出版  
 平田清祐「終戦直後の沖縄の司法制度」『主席判事物語』  
 （1990年）沖縄自分史センター  
 琉球銀行調査部編『戦後沖縄経済史』（1984年）  
 松川久仁男『琉球経済の発展』アジア経営センター（1962）  
 真栄城守定『沖縄経済』ひるぎ社（1986年）  
 稲泉薫『沖縄経済への提言』沖縄経営者協会（1966年）  
 杉野・岩田『現代沖縄経済論』法律文化社（1991年）  
 沖縄教職員会『沖縄経済の現状と対策』（1970年）  
 久場政彦『戦後沖縄経済の軌跡』ひるぎ社（1995年）  
 沖縄群島政府統計課編『沖縄群島要覧』琉球文教図書（1951  
 年）  
 『沖縄県議会史』13巻 資料編10 群島議会Ⅰ（平成7年3月）  
 沖縄県議会事務局編  
 『沖縄県議会史』14巻 資料編11 群島議会Ⅱ（平成8年3月）

- 沖縄県議会事務局編  
『沖縄県議会史』15巻 資料編12 群島議会Ⅲ（平成11年3月）沖縄県議会事務局編
- 『沖縄県議会史』16巻 資料編13 群島議会Ⅳ（平成12年3月）沖縄県議会事務局編
- 『沖縄県史料』戦後3 沖縄民政府記録2（1990年）沖縄県教育委員会
- 『沖縄県労働史』1巻（平成17年）沖縄県商工労働部
- R.P.Alexander “The Political Status of the Ryukyu Ilands” 1951, The George Washintong Univ.
- T.H.Murfin “Okinawa Unit Memorandum (Ryukyu Eletions)” March 11, 1952.
- Hemmedinger “US Government Office Memorandum (Ryukyu Directive)” Jan 12, 1950.
- Grig “US Government Office Memorandum (Draft directive for-civil adminstration of the Ryukyu Islands)” May 5, 1950.
- Jones “US Government Office Memorandum (The Economy of Ryukyus)” Sept 28, 1951.
- “Popular Election in Okinawa Guntou” sept 1950, Report by Government and Leagal Division of Okinawa MG team.
- “Civil Affains Activities in Ryukyu Islands” vol 1 no 1.